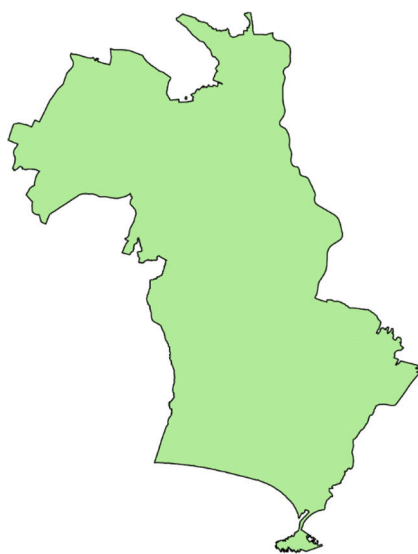


藤沢市健康増進計画(第3次)

元気ふじさわ健康プラン



2025
令和7年度

→

2036
令和18年度

私たちの藤沢 健康都市宣言

すべての人が生涯を通じ、いつまでも住み慣れた地域で、からだも心も元気で、いきいきと暮らし続けることは、私たちの願いです。

この願いを実現するため、市民・地域と行政が協働し、健康づくりを進めることを決意し、ここに「私たちの藤沢 健康都市」を宣言します。

- 1 私たち市民は、生涯を通じた健康を自らづくり、家庭ではぐくみます。
- 1 私たちの地域では、人と人とのつながりや地域の活力をいかして、互いに健康を支え合います。
- 1 藤沢市は、市民・地域の健康を支えるまちづくりを進めます。

私たちは、市民・地域と行政がともに手をたずさえ、健康をはぐくむしくみをつくり、いまでも未来も生きがいや夢の持てる充実した「私たちの藤沢 健康都市」を実現します。

平成 22 年 10 月 1 日
藤沢市

はじめに

いつまでも、住み慣れた地域で心身ともに健康でいきいきと暮らすことはすべての人の願いです。

人生 100 年時代を迎え、多様なライフスタイルのもと、一人ひとりが自らの健康について関心を持ち、行動を起こすことができるよう、健やかで心豊かな生活を送れる社会環境づくりに取り組むことが大切であると考えています。

本市では、2010 年(平成 22 年)3 月に「藤沢市健康増進計画」を策定し、その後継計画として、2015 年(平成 27 年)3 月に「元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画(第 2 次)」を策定し、市民の皆様の健康づくりを支援するとともに、地域全体が健康になれる社会環境の整備を推進してまいりました。



今回、これまでの取組を踏まえ、社会の状況等を背景に、市民の健康づくりの指針として「藤沢市健康増進計画(第 3 次) 元気ふじさわ健康プラン」を策定しました。

本市の人口は 2035 年(令和 17 年)にピークを迎えます。医療費や社会保障費の増大が予測され、保健、医療、福祉、介護に対するニーズが高まる一方で、市民のライフスタイルの変化や、生活習慣病の増加など、健康づくりを取り巻く状況はより一層重要となってまいります。

本計画は、「私たちの藤沢 健康都市宣言」を基本理念として引き続き掲げ、「健康寿命の延伸」を基本目標とし、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、社会環境の整備を図るとともに、基本理念の実現に向けた新たな視点として、デジタルの活用等の「より実効性のある取組の推進」、市民のウェルビーイングの向上に向けた支援として「誰一人取り残さない健康づくりの推進」について取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた市民の皆様、熱心にご審議をいただいた藤沢市健康づくり推進会議委員の皆様、ご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2025 年(令和 7 年)3 月
藤沢市長

鈴木恒夫

目 次

第1章 計画の改定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 SDGs 実現の視点	3
4 計画期間	3

第2章 藤沢市の状況

1 藤沢市の概要	4
(1)人口構造の推移	4
(2)世帯数の変化	7
2 藤沢市の健康に関する現状	8
(1)平均寿命と健康寿命	8
(2)介護の状況	9
(3)主要死因別死亡の状況	10
(4)医療費と治療状況	11
(5)がん検診・こくほ特定健康診査・後期高齢者等健康診査	12
(6)歯科健康診査	14
(7)健康に関する意識と生活習慣	17
3 元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画(第2次)の評価と課題	37
(1)到達目標と基本方針	37
(2)目標値の達成状況のまとめ	37
(3)ライフステージごとの現状と課題	46

第3章 藤沢市健康増進計画(第3次) 元気ふじさわ健康プランの方向性

1 計画改定の基本的な考え方	47
(1)基本理念	47
(2)基本目標	47
(3)基本方針	47
(4)基本理念の実現に向けた新たな視点	48
2 各施策の取組	49
(1)施策の体系図	49
I 個人の行動と健康状態の改善	50
(ア)生活習慣の改善	50
a 栄養・食生活	50
b 身体活動・運動	52
c 休養・睡眠	54
d 飲酒	56
e 喫煙	57
f 歯・口腔の健康【藤沢市歯科保健推進計画】	59

(イ)生活習慣病の発症予防・重症化予防	67
a がん	67
b 循環器病	69
c 糖尿病	71
d COPD	73
(ウ)生活機能の維持・向上	75
Ⅱ 社会環境の質の向上(健康格差の縮小)	77
(ア)社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	77
(イ)自然に健康になれる環境づくりとアクセスしやすい基盤整備	79
Ⅲ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	82
(ア)子ども	84
(イ)高齢者	86
(ウ)女性	88

第4章 健康寿命延伸のための重点プロジェクト

1 目的	91
2 健康寿命延伸のための重点プロジェクト	91

第5章 計画の推進体制

1 推進体制	95
2 実施主体の役割	95

第6章 計画の評価

1 評価方法	97
(1)評価項目と指標設定の考え方	97
(2)進捗管理	106

資料編

1 本計画の策定経過	107
(1)本計画の検討状況	107
(2)パブリックコメント(市民意見公募)の実施結果	107
(3)藤沢市健康づくり推進会議設置要綱	108
(4)藤沢市健康づくり推進会議委員名簿	110
2 藤沢市歯及び口腔の健康づくり推進条例	111

第1章 計画の改定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、健康増進法の規定に基づき、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を定めており、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をめざし、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を策定し、国民の健康づくりを推進していくこととしています。

また、神奈川県では、2024年(令和6年)3月に「かながわ健康プラン21(第3次)」を策定し、健康寿命の延伸に加え、健康格差の縮小を目標に取り組んでいます。

本市においては、2010年(平成22年)3月に健康増進法に基づく「藤沢市健康増進計画」を策定し、藤沢市らしい健康施策の推進をめざし、10月には「私たちの藤沢 健康都市宣言」を掲げています。

そして、2015年(平成27年)3月には計画の取組を評価・見直しをした上で、「元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画(第2次)」(以下「第2次計画」という。)を策定しました。

第2次計画では、ライフステージごとの健康課題に対する施策を中心に、市民や地域全体で健康づくりに取り組むことができる社会環境の整備をめざし、様々な施策を展開してきました。

第2次計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会環境の変化や人との交流の制限及び交流方法が変化するなど、私たちの生活は大きな影響を受けました。特に、外出の機会の減少は、身体機能の低下や地域のつながり、社会活動の機会が失われるなど、生活習慣病の悪化やこころの健康にも関わる大きな課題になったと考えられます。

第2次計画の計画期間が令和6年度で終了するため、このような私たちの健康を取り巻く現状や課題などを踏まえながら、これまでの取組について評価・見直しを行い、すべての人が生涯を通じ、いつまでも住み慣れた地域で、からだも心も元気で、いきいきと暮らし続けられる健康都市の実現に向けて、「藤沢市健康増進計画(第3次) 元気ふじさわ健康プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

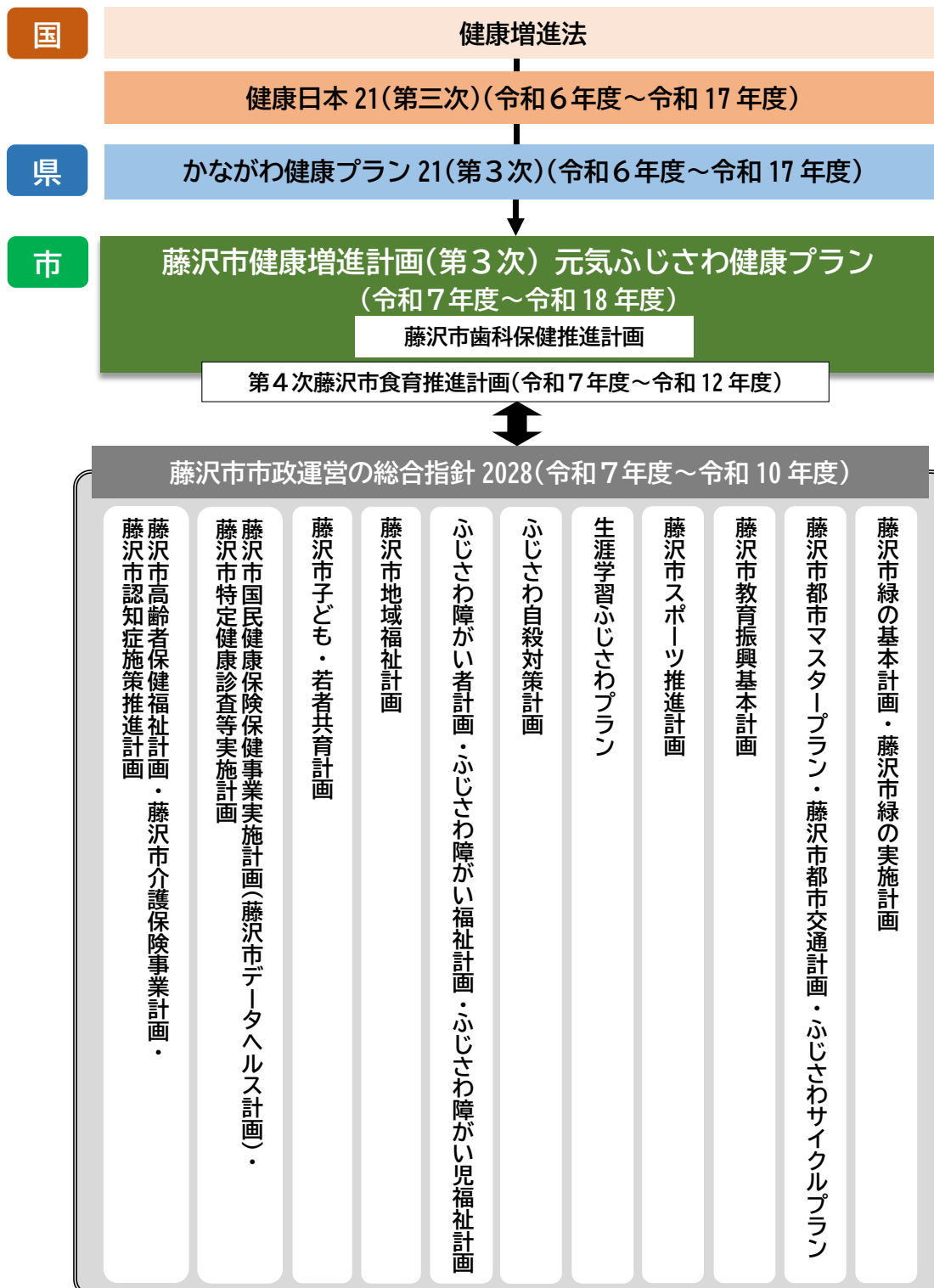
2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条に基づく市民の健康の増進の推進に関する計画として、国の「健康日本 21(第三次)」、県の「かながわ健康プラン 21(第3次)」及び「藤沢市市政運営の総合指針」をはじめとする本市の計画とも整合性を図りながら進めていきます。

なお、「藤沢市歯科保健推進計画」を本計画の「歯・口腔の健康」の分野の基本的な方針として位置づけます。

また、本計画の「栄養・食生活」の分野は、「藤沢市食育推進計画」と関連性を持ちながら進めていきます。

■関連計画との位置づけ



3 SDGs 実現の視点

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015 年(平成 27 年)に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年(令和 12 年)を年限とする 17 のゴールが掲げられています。

国では、2016 年(平成 28 年)12 月に「SDGs 実施指針」を策定、2023 年(令和 5 年)12 月に改定し SDGs 推進の主要原則や方向性を示しました。さらに毎年「SDGs アクションプラン」を作成し、各分野における取組を進めています。

本市では、2021 年(令和 3 年)4 月に改定した「藤沢市市政運営の総合指針 2024」から、新たに SDGs の視点を取り入れ、2021 年(令和 3 年)10 月には、より具体的な SDGs の推進方策を示した「藤沢市 SDGs 共創指針」を策定しました。

「藤沢市市政運営の総合指針 2028」においても、本市の重点施策と SDGs の目標との関連性を示しながら、取組を進めています。

本計画においても、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭に置いて取組(施策)を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画期間

本計画期間は、令和 7 年度から令和 18 年度までの 12 年間とします。ただし、社会情勢の変化等状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
国 健康日本21	健康日本21(第二次) (H25～R4)10年間							1年 延長	健康日本21(第三次) 12年間											
県 かながわ 健康プラン21	かながわ健康プラン21(第2次) (H25～R4)10年間							1年 延長	かながわ健康プラン21(第3次) 12年間											
藤沢市 健康増進計画	藤沢市健康増進計画(第2次) (H27～R6)10年間								藤沢市健康増進計画(第3次) 12年間											
															中間 評価					最終 評価
藤沢市 食育推進計画	第2次藤沢市 食育推進計画 6年間		第3次藤沢市 食育推進計画 5年間					第4次藤沢市 食育推進計画 6年間												